

放射線監視等に係る自動通報設定値の変更について

1 概要

伊方発電所周辺の環境放射線を常時監視するモニタリングステーション（以下「MS」という。）及びモニタリングポスト（以下「MP」という。）並びに放水口水モニタについては、通常の変動範囲を超える測定値の上昇があった際、迅速な対応を図るため、環境放射線テレメータシステムによる自動通報機能を設けており、自動通報設定値は、原則、過去5年間の各年度の最大値の平均値（以下「最大値の平均値」という。）とし、これを超えた場合、直ちにスペクトル確認等の原因調査を実施している。

また、伊方発電所周辺の放射性物質濃度を常時監視するダストモニタについては、予期しない放射性物質の放出があった際、迅速な対応を図るため、原則、過去5年間の最大値の平均値を環境放射線監視テレメータシステムによる自動通報設定値とし、これを超えた場合、直ちに採取した試料を回収し核種分析等の原因調査を実施している。

令和7年度の各自動通報設定値については、以下のとおり。

(1) 愛媛県MS及びMP（伊方発電所から5km圏内に設置している8局）

「令和元年度～令和5年度」の最大値の平均値（表1参照）

(2) 愛媛県MP（伊方発電所からおおむね5km～30km圏内に設置している12局）

「令和2年度～令和5年度」の最大値の平均値（表1参照）

（令和2年1～2月に検出器等の更新を行っているため。）

(3) 四国電力㈱MS及びMP（全21局）並びに放水口水モニタ

「令和元年度～令和5年度」の最大値の平均値（表2参照）

(4) ダストモニタ（4局（MS、MP伊方越、MP湊浦、MP加周））

「令和3年度～令和5年度」の最大値の平均値（表3参照）

（令和3年4月から機器の運用を開始しているため。）

表 1 愛媛県MS及びMPの自動通報設定値

モニタ名称		NaI(Tl)シンチレーション検出器 (低線量率計) (nGy/h)		電離箱検出器 (高線量率計) (nGy/h)	
		新設定値	旧設定値	新設定値	旧設定値
狭域局 (伊方発電所から5km)	モニタリングステーション	73	71	108	107
	モニタリングポスト伊方越	87	89	116* ¹	119
	モニタリングポスト湊浦	69	67	105* ¹	104
	モニタリングポスト川永田	81	78	113	111
	モニタリングポスト九町	76	74	110	109
	モニタリングポスト大成	62	63	103* ²	104
	モニタリングポスト豊之浦	83	80	116	113
	モニタリングポスト加周	88	90	116	117
広域局 (伊方発電所からおおむね5km～30km)	モニタリングポスト三崎* ³	75	71	115	112
	モニタリングポスト双岩	72	77	124	130
	モニタリングポスト真穴	69	70	112	113
	モニタリングポスト長浜	100	103	131	134
	モニタリングポスト柴	94	95	137	138
	モニタリングポスト平野	90	91	123	125
	モニタリングポスト三瓶	84	84	136	135
	モニタリングポスト野村	115	121	145	150
	モニタリングポスト明浜	83	86	124	126
	モニタリングポスト下灘	120	124	150	150* ⁴ (154)
	モニタリングポスト内子	68	72	115	117
モニタリングポスト吉田	94* ⁵	98	129	133	

*1 平成 31 年 4 月に機器不具合のため、検出器を交換したことから、交換後の検出器の「令和元年度～令和 5 年度」における最大値の平均値を設定

*2 令和 2 年 4 月に機器不具合のため、検出器を交換したことから、交換後の検出器の「令和 2 年度～令和 5 年度」における最大値の平均値を設定

*3 令和 3 年 12 月に周辺環境が変化したため、「令和 2 年度～令和 5 年度」の最大値の平均値に、環境変化前後の測定値の差を考慮し設定

*4 愛媛県災害警戒本部の設置基準である 150nGy/h (発電所事故に伴うもの) を超えるため、同値を設定

*5 令和 6 年 12 月に検出器が劣化し交換したため、「令和 2 年度～令和 5 年度」の最大値の平均値に、交換前後の測定値の差を考慮し設定

表2 四国電力(株)MS及びMP等の自動通報設定値

モニタ名称		NaI(Tl)シンチレーション検出器 (低・高線量率計) (nGy/h)	
		新設定値	旧設定値
狭域局 (伊方発電所から5km)	モニタリングステーション(MS)	69	65
	モニタリングポストNo. 1	72	70
	モニタリングポストNo. 2	77	74
	モニタリングポストNo. 3	69	67
	モニタリングポストNo. 4	77	74
広域局 (伊方発電所からおおむね5〜30km)	周辺モニタリングポスト中之浜	81	80
	周辺モニタリングポスト三机	72	71
	周辺モニタリングポスト塩成	73	74
	周辺モニタリングポスト大久	77	77
	周辺モニタリングポスト三崎	74	77
	周辺モニタリングポスト喜木津	73	72
	周辺モニタリングポスト宮内	59	59
	周辺モニタリングポスト北浜	81	80
	周辺モニタリングポスト大洲	69	70
	周辺モニタリングポスト宇和	79	79
参考局 (伊方発電所から5km)	周辺モニタリングポスト湊浦	74	76
	周辺モニタリングポスト鳥津	74	72
	周辺モニタリングポスト亀浦	80	78
	周辺モニタリングポスト九町越	73	71
	周辺モニタリングポスト九町	66	63
	周辺モニタリングポスト二見	75	72
1・2号機放水口水モニタ		11.8	11.6(cps)
3号機放水ピット水モニタ		5.6	5.8(cps)

表3 ダストモニタの自動通報設定値

モニタ名称	シリコン半導体検出器 (Bq/m ³)	
	新設定値	旧設定値
ダストモニタ*	2.9	3.2

* ダストモニタの自動通報設定値は、愛媛県が設定しているMS及びMP（MP伊方越、MP湊浦、MP加周）全てに同じ値を設定している。